

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 22 日 (水) 第 397 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

- へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (※)  
(医師・看護人材課取扱い) 2
- 鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例 (※)  
(国民健康保険課取扱い) 3
- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例  
(※)  
(中小企業支援課取扱い) 3
- 鹿児島県公文書等の管理に関する条例 (※)  
(学事法制課取扱い) 3
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (※)  
(市町村課取扱い) 13
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (※)  
(財政課取扱い) 14
- 鹿児島県退職手当基金条例 (※)  
(財政課取扱い) 16
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (※)  
(青少年男女共同参画課取扱い) 17
- 鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れいめい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例 (※)  
(文化振興課取扱い) 22
- 県立自然公園条例の一部を改正する条例 (※)  
(自然保護課取扱い) 22
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (※)  
(生活衛生課取扱い) 29
- 児童相談所設置条例の一部を改正する条例 (※)  
(子ども家庭課取扱い) 30
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例 (※)  
(子ども家庭課取扱い) 30
- 鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例 (※)  
(子育て支援課取扱い) 33
- 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例 (※)  
(子育て支援課取扱い) 35
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例 (※)  
(産業立地課取扱い) 35
- 鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例 (※)  
(漁港漁場課取扱い) 35

- 鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（道路維持課取扱い） 36
- 鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（河川課取扱い） 37
- 鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（河川課取扱い） 38
- 鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（河川課取扱い） 39
- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（※）（港湾空港課取扱い） 39
- 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（※）（工業用水課取扱い） 40
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 40
- 鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（社会教育課取扱い） 40
- 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（社会教育課取扱い） 42
- 鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鹿児島県立博物館協議会条例の一部を改正する条例（※）（文化財課取扱い） 42
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 43
- 鹿児島県暴力団排除条例の一部を改正する条例（※）（組織犯罪対策課取扱い） 43
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）（県立病院課取扱い） 43
- 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（※）（県立病院課取扱い） 44

## 条 例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県条例第 1 号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号ウ中「（以下「義務勤務履行期限」という。）まで」を「まで（以下「義務勤務履行期間」という。）」に改め、同項第 2 号イ中「義務勤務履行期限まで」を「義務勤務履行期間中」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 修学生が、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により第 1 項第 1 号ウ又は第 2 号イに規定する業務に従事することができないと知事が認める期間があるときは、義務勤務履行

期間に当該知事が認める期間を加えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後に改正後の条例第 4 条第 1 項に規定する修学生となった者について適用する。

.....

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 2 号**

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成 14 年鹿児島県条例第 71 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

.....

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 3 号**

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例（令和 3 年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（この条例の失効等）」を付し、同項中「令和 9 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 3 項の前に見出しとして「（処分の特例）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

4 令和 9 年 3 月 31 日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した時点において、国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として令和 3 年度に積み立てた基金に残額があるときは、第 6 条の規定にかかわらず、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

## 鹿児島県条例第 4 号

鹿児島県公文書等の管理に関する条例

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 公文書の管理（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 特定歴史公文書の保存，利用等（第 11 条—第 27 条）
- 第 4 章 鹿児島県公文書管理委員会（第 28 条—第 35 条）
- 第 5 章 雑則（第 36 条—第 38 条）

## 附則

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この条例は，県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が，健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として，県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み，公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより，公文書の適正な管理，歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り，もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに，県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは，知事，議会，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者並びに鹿児島県住宅供給公社及び鹿児島県道路公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは，実施機関の職員（鹿児島県住宅供給公社及び鹿児島県道路公社（以下「公社」と総称する。）にあっては，役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。

- (1) 官報，公報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書
- (3) 図書館，博物館その他これらに類する施設において，一般の利用に供することを目的として保管されているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書」とは，公文書のうち，次に掲げるものをいう。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程，決定，実施及び実績に関する重要な情

報が記録された文書

- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち第8条第1項若しくは第5項又は第36条第3項の規定により知事に移管されたものをいう。

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定歴史公文書をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第2章 公文書の管理

(文書の作成)

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(整理)

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては知事への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（公文書ファイル管理簿）

第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る公文書ファイル等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するか否かの意見を付して、鹿児島県公文書管理委員会（第28条に規定する鹿児島県公文書管理委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第2項の規定による報告に係る公文書ファイル等についての前項の鹿児島県公文書管理委員会の意見を、当該報告をした実施機関に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により、第2項の規定による報告に係る公文書ファイル等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当する旨の意見の通知があったときは、当該公文書ファイル等について、知事に移管し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

6 実施機関は、第1項又は前項の規定により知事に移管する公文書ファイル等について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（公文書管理規程）

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第3章 特定歴史公文書の保存、利用等

#### （特定歴史公文書の保存等）

第11条 知事は、特定歴史公文書について、第26条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

#### （利用請求の手続）

第12条 特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 利用請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 前条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書の名称
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場

合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第13条 知事は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号又は第6号ア若しくはオに掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報

エ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからエまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第14条 知事は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する措置)

第15条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書の利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 知事は、前2項の決定（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

（利用決定等の期限）

第16条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第12条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第17条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書について利用決定等を行う期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求者以外の者（以下この条、第22条第2項第3号及び第23条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第15条第1項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であって第13条第1項第1号エに該当するものとして第8条第6項の規定により意見を付されたものの利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該

特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書の利用決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第22条第1項第2号及び第2項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第19条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用の負担）

第20条 利用請求をして文書又は図画（これらの写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 利用請求をして電磁的記録の利用（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）をする者は、当該利用の実施に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

第21条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（委員会への諮問）

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 知事は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 23 条 第 18 条第 4 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

第 24 条 知事は、特定歴史公文書（第 13 条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

第 25 条 特定歴史公文書を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第 13 条第 1 項第 1 号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄）

第 26 条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

- 2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県公文書管理委員会の意見を聴かななければならない。

（保存及び利用の状況の公表）

第 27 条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

#### 第 4 章 鹿児島県公文書管理委員会

（設置）

第 28 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、鹿児島県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第 29 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第30条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第31条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第32条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第33条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（委員会への諮問）

第34条 知事は、この条例に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、委員会に諮問しなければならない。ただし、当該立案が規則で定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

2 実施機関は、公文書管理規程を制定し、又は改廃しようとするときは、委員会に諮問しなければならない。ただし、当該立案が規則で定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

（資料の提出等の求め）

第35条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関又は知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第5章 雑則

（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）

第36条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（以下「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第2章の規定は、適用しない。

2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を知事に移管することができる。

4 知事は、前項の規定により移管された刑事訴訟に関する書類であって、同項の協議において利用の制限を行うこととされたものについて利用請求があったときは、第13条の規定にかかわらず、利用を制限するものとする。

5 刑事訴訟法第 53 条の 2 第 4 項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

（研修）

第 37 条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（規則への委任）

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の規定は、施行日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。

4 実施機関は、この条例の施行の際自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している公文書（以下「施行日前公文書」という。）のうち、当該保存期間を満了してなお保存しているものについては、第 5 条から第 9 条までの規定の例により取り扱わなければならない。

5 実施機関は、施行日前公文書のうち、当該保存期間を満了していないものについては、当該保存期間を第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定により定めた保存期間とみなして、同条から第 9 条までの規定の例により取り扱わなければならない。ただし、当該保存期間が第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定により規則で定める保存期間のうち、最も長い保存期間を超えるものについては、保存期間をこれらの規定により規則で定める保存期間のうち、最も長い保存期間とみなす。

6 前 2 項の規定により知事に移管された施行日前公文書については、特定歴史公文書とみなす。

（鹿児島県情報公開条例の一部改正）

7 鹿児島県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「もの」の次に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 鹿児島県公文書等の管理に関する条例（令和 5 年鹿児島県条例第 4 号）第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 5 号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表土木部の表 6 の 2 の項を次のように改める。

<p>6 の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第45条第 1 項及び第 2 項の規定による造成宅地防災区域の指定及び指定の解除</p> <p>(2) 法第45条第 3 項において準用する法第10条第 4 項の規定による造成宅地防災区域の公示</p> <p>(3) 法第46条第 2 項の規定による勧告</p> <p>(4) 法第47条第 1 項及び第 2 項の規定による改善命令</p> <p>(5) 法第47条第 3 項において準用する法第20条第 5 項の規定による措置の実施及び公告</p> <p>(6) 法第47条第 3 項において準用する法第20条第 6 項の規定による費用の徴収</p> <p>(7) 法第48条において準用する法第24条第 1 項の規定による立入検査</p> <p>(8) 法第48条において準用する法第25条の規定による報告の徴取</p>	<p>鹿屋市，薩摩川内市及び霧島市</p>
--	-----------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 商工労働水産部の表10の項の(1)のイの(ア)の a 中「1,050円」を「1,200円」に、「1,250円」を「1,400円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「2,050円」を「2,200円」に、「2,400円」を「2,550円」に改め、同項の(1)のイの(ア)の b 中「100円」を「250円」に、「190円」を「340円」に改め、同項の(1)のイの(ア)の c 中「150円」を「300円」に、「190円」を

「340円」に、「260円」を「410円」に、「360円」を「510円」に、「530円」を「680円」に、「910円」を「1,060円」に、「1,600円」を「1,750円」に、「2,450円」を「2,600円」に、「6,200円」を「6,350円」に、「7,800円」を「7,950円」に、「11,500円」を「11,650円」に、「14,300円」を「14,450円」に、「19,100円」を「19,250円」に、「21,500円」を「21,650円」に、「38,100円」を「38,250円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)の a 中「600円」を「630円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)の b 中「1,550円」を「1,580円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)の c 中「2,050円」を「2,080円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)の d 中「2,650円」を「2,680円」に、「3,400円」を「3,430円」に改め、同項の(1)のエの(エ)中「6,400円」を「6,430円」に改め、同項の(4)中「780円」を「800円」に改める。

別表第 1 農政部の表 6 の項の(3)のイの(ウ)中「1,130円」を「1,140円」に改める。

別表第 1 土木部の表 2 の項の(10)の次に次のように加える。

(10)の 2 法第52条第 6 項第 3 号の規定 に基づく建築物の 容積率に関する特 例の認定の申請に 対する審査	建築物の 容積率特 例認定申 請手数料	28,000円
---	------------------------------	---------

別表第 1 土木部の表 2 の項の(12)中「又は第 5 項」を「若しくは第 5 項」に改め、同項の(15)中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する限度の特例又は同条第 4 項各号」に、「建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料」を「建築物の高さ限度特例等許可申請手数料」に改め、同項の(17)の次に次のように加える。

(17)の 2 法第58条第 2 項の規定に基づ く高度地区内の建 築物の高さに関す る特例の許可の申 請に対する審査	高度地区 内建築物 の高さ特 例許可申 請手数料	162,000円
---	--------------------------------------	----------

別表第 1 土木部の表 8 の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項」を「第12条第 1 項」に、「宅地造成工事規制区域内に」を「宅地造成等工事規制区域内に」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成工事規制区域内宅地造成許可申請手数料」を「宅地造成等工事規制区域内宅地造成等許可申請手数料」に、「の宅地造成」を「の宅地造成等」に、「超える宅地造成」を「超える宅地造成等」に改める。

別表第 1 警察本部の表 7 の項の(1)の 8 の次に次のように加える。

(1)の 9 法第75条の 12第 1 項の規定に 基づく特定自動運	特定自動 運行許可 申請手数	79,200円
---	----------------------	---------

行の許可の申請に 対する審査	料	
(1)の10 法75条の16 第1項の規定に基 づく特定自動運行 計画の変更の許可 の申請に対する審 査	特定自動 運行計画 変更許可 申請手数 料	78,500円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 土木部の表 8 の項の改正規定は、同年 5 月 26 日から施行する。

.....

鹿児島県退職手当基金条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号）第 18 条第 1 項（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）第 10 条においてその例によるものとされている場合を含む。）及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、鹿児島県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 8 号**

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年鹿児島県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 7,800	円 23,400	円 29,700	円 31,300	円 53,100	円 58,700
		土・日曜日 休 日	9,400	28,100	35,300	37,900	63,400	70,200
	入場料を徴収する場 合	平 日	12,500	37,600	46,900	50,100	84,500	93,800
		土・日曜日 休 日	14,200	45,400	56,300	59,500	101,600	112,200
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,100	9,700	12,400	13,000	22,100	24,400
		土・日曜日 休 日	4,000	11,600	14,700	15,700	26,300	29,300
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,200	15,600	19,400	20,900	35,200	39,000
		土・日曜日 休 日	5,900	18,800	23,400	24,700	42,300	46,700
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,000	6,200	7,800	8,200	14,000	15,500
		土・日曜日 休 日	2,400	7,400	9,300	9,900	16,700	18,500
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,200	9,900	12,500	13,300	22,300	24,700
		土・日曜日 休 日	3,700	12,000	14,900	15,700	26,800	29,700
ギャラリー 第1	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 28,500円						
	入場料を徴 収する場 合	1日につき 42,700円						
ギャラリー 第2	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 19,600円						
	入場料を徴 収する場 合	1日につき 29,300円						
ギャラリー 第3	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 3,600円						
	入場料を徴 収する場 合	1日につき 5,600円						
		入場料を徴						

展示ロビー		取しない場合	1日につき 3,600円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,500円					
リハーサル室 第1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,000	5,000	5,000	9,800	9,800	15,000
		入場料を徴収する場合	7,400	7,400	7,400	14,800	14,800	22,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	7,800	10,000	10,000	15,200	15,200	22,900
		入場料を徴収する場合	11,600	15,100	15,100	22,800	22,800	34,300
リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,900	1,900	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,800	2,800	4,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	2,000	2,000	2,900	2,900	4,500
		入場料を徴収する場合	2,200	2,900	2,900	4,500	4,500	6,600
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,900	1,900	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,800	2,800	4,300
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	1,900	1,900	2,800	2,800	4,400
		入場料を徴収する場合	2,200	2,800	2,800	4,300	4,300	6,500
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,800	1,800	2,700
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	4,200
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	1,800	1,800	2,700	2,700	4,300
		入場料を徴収する場合	2,200	2,600	2,600	4,200	4,200	6,400
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	1,800
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,700	1,700	2,600

第5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	1,900	1,900	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,900	1,900	2,800	2,800	4,300
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,000	1,000	1,700
		入場料を徴収する場合	800	800	800	1,600	1,600	2,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	800	1,100	1,100	1,700	1,700	2,500
		入場料を徴収する場合	1,200	1,700	1,700	2,500	2,500	3,800
スタジオ・調整室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 900円						
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,300円						
楽屋（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	1室につき 2,100円						
	入場料を徴収する場合	1室につき 3,100円						
大研修室（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	6,100	7,700	9,700	11,600	20,100	21,900	
	入場料を徴収する場合	9,100	11,500	14,600	17,400	30,000	32,700	
中研修室（第1から第3まで）	入場料を徴収しない場合	5,200	6,500	8,300	10,400	17,900	19,400	
	入場料を徴収する場合	7,700	9,700	12,600	15,500	26,700	29,300	
小研修室 第1	入場料を徴収しない場合	2,700	3,600	4,600	5,700	9,700	10,600	
	入場料を徴収する場合	4,200	5,500	6,700	8,500	14,600	15,800	
小研修室（第2・第3）	入場料を徴収しない場合	4,200	5,500	7,000	8,600	14,700	16,100	
	入場料を徴収する場合	6,200	8,100	10,400	12,900	22,000	24,100	
講師控室（第1・第2）	入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 500円						
	入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 800円						

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,100円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,700円	
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 1,000円
		入場料を徴収する場合	1日につき 1,600円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 3,100円
		入場料を徴収する場合	1日につき 4,900円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき 5,400円
		入場料を徴収する場合	1日につき 8,100円

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 9 号

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年鹿児島県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「400円」を「410円」に、「800円」を「820円」に改める。

別表第 2 中「28,380円」を「29,200円」に、「14,300円」を「14,720円」に、「13,500円」を「13,650円」に、「5,400円」を「5,460円」に、「8,140円」を「8,230円」に、「3,500円」を「3,590円」に、「660円」を「680円」に、「680円」を「690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 10 号

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例（昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条」を「第 6 条・第 6 条の 2」に、「第 6 章 生態系維持回復事業（第 25 条—第 28 条）」を「第 6 章 生態系維持回復事業（第 25 条—第 28 条）  
第 6 章の 2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第 28 条の 2—第 28 条

の 6）」に、「第 42 条」を「第 42 条の 2」に改める。

第 2 条第 4 号中「県立自然公園」を「自然公園」に改める。

第 3 条第 1 項中「において」の次に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加え、同条第 2 項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 6 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第 3 章中第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第 6 条の 2 第 13 条の 2 第 1 項に規定する協議会は第 13 条の 3 第 1 項に規定する利用拠点整備改善計画について、第 28 条の 2 第 1 項に規定する協議会は第 28 条の 3 第 1 項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第 7 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第 10 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

公園事業者（第 8 条第 3 項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第 13 条の次に次の 5 条を加える。

（自然公園における協議会）

第 13 条の 2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第 23 条第 1 項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して第 1 項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町村は、第 1 項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第 2 項第 3 号に掲げる者であつて第 1 項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第 1 項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第 1 項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第 1 項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第 13 条の 3 前条第 1 項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
  - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に係る基本的な方針
  - (3) 利用拠点整備改善計画の目標
  - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
  - (5) 第 8 条第 2 項の協議又は同条第 3 項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第 4 項各号に掲げる事項

- (6) 第 8 条第 6 項の協議若しくは認可又は同条第 9 項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第 4 項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第 4 項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
- (認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第13条の 4 前条第 4 項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第13条の 2 第 1 項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第 4 項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第 1 項、第13条の 6 及び第14条第 2 項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第13条の 5 知事は、第13条の 3 第 4 項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第13条の 6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画につ

いて第13条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第8条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第14条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第13条の3第4項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第18条第7項中「前4項」を「第3項から前項まで」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第28条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第28条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第20条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第24条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第24条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会）

第28条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第13条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第28条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第28条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第28条の3 前条第1項に規定する協議会（以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第 3 項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第 28 条の 4 前条第 3 項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第 3 項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第 28 条の 5 知事は、第 28 条の 3 第 3 項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第 1 項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第 28 条の 3 第 3 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第 28 条の 6 知事は、第 28 条の 3 第 3 項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 29 条第 1 項中「第 36 条第 1 号」を「第 36 条第 1 項第 1 号」に、「当該公園」を「当該自然公園」に改める。

第 35 条第 1 項中「次条各号」を「次条第 1 項各号」に改める。

第 36 条第 3 号から第 5 号までを削り、同条第 6 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条に次の 1 項を加える。

- 2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第 37 条中「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める。

第 9 章中第 42 条の次に次の 1 条を加える。

（利用の増進のための情報の提供等）

第 42 条の 2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第 43 条中「第 13 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第 13 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第 18 条第 3 項の規定に違反したとき。

第 44 条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第 1 号中「第 8 条第 6 項」を「第 8 条第 3 項の認可を受けた者が、同条第 6 項」に、「者（同条第 3 項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第 2 号中「者」を「とき。」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 45 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第 46 条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第 1 号中「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第 2 号から第 6 号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第 7 号中「同条第 1 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第 8 号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

.....

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 11 号**

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 29 条に規定する博物館に相当する施設」を「第 31 条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第12号**

児童相談所設置条例の一部を改正する条例

児童相談所設置条例（昭和23年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第15条」を「（昭和22年法律第164号）第12条第 1 項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第 2 条の表鹿児島県中央児童相談所の項中「県下一円（鹿児島県大隅児童相談所及び鹿児島県大島児童相談所の管轄区域を除く。）」を「鹿児島市 枕崎市 指宿市 西之表市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 始良市 鹿児島郡 熊毛郡」に改め、同項の次に次のように加える。

鹿児島県北部児童相談所	薩摩郡さつま町	阿久根市 出水市 薩摩川内市 伊佐市 薩摩郡 出水郡 始良郡
-------------	---------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第13号**

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常災害対策）」を付し、同条第 1 項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 5 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の 3 条を加える。

第 7 条の 2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害時において必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定さ

れる非常災害に関するものでなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、第1項の具体的計画の概要を当該施設において当該施設に入所している者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。
- 4 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。
- 5 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、近隣住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 6 障害児入所施設等は、非常災害時における当該施設に入所している者の安全を確保するため、地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の場合に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。以下この条において同じ。)は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条第2項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。)は」に、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「清しきしなければ」を「清拭しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第17条、第30条第2項、第38条第2項、第49条、第59条第2項、第93条第2項及び第101条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第 2 条中「乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を設置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 7 条の 3 の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 新条例第 7 条の 4 第 2 項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて同項に規定する児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、同項に規定する児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同項に規定する所在の確認を行わなければならない。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における新条例第 13 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における新条例第 14 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

.....

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第14号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	別表2の項(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-------------------------------------	------

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 別表2の項(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表7の項中(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (9) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(8)に規定する所在の確認（子どもの自動車からの降車の場合に限る。）を行うこと。

## 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表7の項(9)の規定の適用については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において同項(9)に規定する通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項(9)に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、同項(9)に規定する通園を目的とした自動車を運行する当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同項(9)に規定する所在の確認を行わなければならない。

.....  
鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第15号**

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成25年鹿児島県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第77条第 4 項」を「第72条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第16号**

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「15,230円」を「15,290円」に改め、同号イ中「4,560円」を「4,570円」に改め、同項第 2 号イ中「9,130円」を「9,170円」に改め、同項第 3 号中「10,930円」を「10,970円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第17号**

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の表砂の項中「98」を「100」に改め、同表砂利の項中「150」を「160」に改め、同表かき込砂利及びぐり石の項中「140」を「150」に改め、同表転石の項中「80」を「83」に改める。

別表第 3 の 2 の表電気、通信、ガス又は水道施設用地の項中「510」を「520」に、「190」

を「200」に、「720」を「730」に、「69」を「70」に改め、同表交通施設用地の項中「640」を「650」に、「41」を「42」に改め、同表宅地の項中「91」を「92」に、「102」を「103」に改め、同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「78」を「79」に改め、同表漁業用地の項中「56」を「57」に改め、同表娯楽施設用地の項中「600」を「620」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「910」を「920」に改め、同表その他の項中「69」を「70」に、「77」を「78」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第18号

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県道路占用料徴収条例（昭和28年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,200	1,100
-----------------------------	------------------	-------	-------	-------

を

「 法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象と	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	4 13	3 11	3 11
------------------------	----------	--------------------------------	--------------------	--------------	---------	---------	---------

	し て 設 置 す る 導 線 そ の 他 の 線 類					
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	1,000	900	880	
	そ の 他 の も の	上 空 に 設 け る も の	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	650	560	
				地 下 に 設 け る も の	390	340
	その他のもの			1,400	1,200	1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400	1,200	1,100

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第19号

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 水車用水の項中「45」を「46」に改め、同表その他の用水の項中「950」を「960」

に改める。

別表第 2 電気, ガス又は水道施設用地の項中「660」を「670」に, 「510」を「520」に, 「190」を「200」に, 「830」を「840」に, 「720」を「730」に, 「79」を「80」に, 「69」を「70」に改め, 同表交通施設用地の項中「690」を「700」に, 「640」を「650」に, 「45」を「46」に, 「41」を「42」に改め, 同表宅地の項中「91」を「92」に, 「102」を「103」に改め, 同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「78」を「79」に改め, 同表取水又は放水施設用地の項中「14,100」を「14,200」に改め, 同表漁業用地の項中「79」を「80」に, 「56」を「57」に, 「44」を「45」に改め, 同表娯楽施設用地の項中「600」を「620」に, 「99」を「100」に, 「64」を「65」に改め, 同表広告宣伝施設用地の項中「910」を「920」に改め, 同表その他の項中「69」を「70」に, 「77」を「78」に改める。

別表第 3 砂利の項中「150」を「160」に改め, 同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「140」を「150」に改め, 同表転石の項中「80」を「83」に改め, 同表軽石の項中「150」を「160」に改め, 同表芝草の項中「68」を「69」に改める。

附 則

この条例は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 20 号

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海岸占用料等徴収条例(平成12年鹿児島県条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 電気, ガス又は水道施設用地の項中「510」を「520」に, 「190」を「200」に, 「720」を「730」に, 「69」を「70」に改め, 同表交通施設用地の項中「640」を「650」に, 「41」を「42」に改め, 同表宅地の項中「91」を「92」に, 「102」を「103」に改め, 同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「78」を「79」に改め, 同表漁業用地の項中「56」を「57」に改め, 同表娯楽施設用地の項中「600」を「620」に, 「64」を「65」に改め, 同表広告宣伝施設用地の項中「910」を「920」に改め, 同表その他の項中「69」を「70」に, 「77」を「78」に改める。

別表第 2 砂の項中「98」を「100」に改め, 同表砂利の項中「150」を「160」に改め, 同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「140」を「150」に改め, 同表転石の項中「80」を「83」に改める。

附 則

この条例は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第21号**

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 電気，ガス又は水道施設用地の項中「510円」を「520円」に，「190円」を「200円」に，「720円」を「730円」に，「69円」を「70円」に改め，同表交通施設用地の項中「640円」を「650円」に，「41円」を「42円」に改め，同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「78円」を「79円」に改め，同表漁業用地の項中「56円」を「57円」に改め，同表娯楽施設用地の項中「600円」を「620円」に，「64円」を「65円」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「910円」を「920円」に改め，同表その他の項中「69円」を「70円」に，「77円」を「78円」に改める。

別表第 2 砂の項中「98円」を「100円」に改め，同表砂利の項中「150円」を「160円」に改め，同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「140円」を「150円」に改め，同表転石の項中「80円」を「83円」に改める。

附 則

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第22号**

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 電気，ガス又は水道施設用地の項中「510」を「520」に，「190」を「200」に，「720」を「730」に，「69」を「70」に改め，同表交通施設用地の項中「640」を「650」に，「41」を「42」に改め，同表宅地の項中「91」を「92」に，「102」を「103」に改め，同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「78」を「79」に改め，同表漁業用地の項中「56」を「57」に改め，同表娯楽施設用地の項中「600」を「620」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「910」を「920」に改め，同表その他の項中「69」を「70」に，「77」を「78」に改める。

別表第 4 砂の項中「98」を「100」に改め，同表砂利の項中「150」を「160」に改め，同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「140」を「150」に改め，同表転石の項中「80」を「83」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第23号**

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2 項中「又は介護時間」を「，介護時間」に，「の承認」を「又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中，1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第24号**

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3,156人」を「3,137人」に改め，同条第 3 号中「1,635人」を「1,661人」に改め，同条第 4 号中「12,433人」を「12,454人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第25号**

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 4 条, 第 5 条関係)

1 鹿児島県立図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
大研 修室	冷暖房設備を使用 しない場合	5,370円	7,120円	3,620円	12,490円
	冷暖房設備を使用 する場合	7,020円	9,290円	4,750円	16,310円
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,960円	2,580円	1,340円	4,550円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,580円	3,400円	1,750円	5,990円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,030円	1,340円	720円	2,370円
	冷暖房設備を使用 する場合	1,340円	1,750円	1,030円	3,090円
第 3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,620円	4,750円	2,370円	8,370円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,750円	6,190円	3,100円	10,940円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 鹿児島県立奄美図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,550円	4,740円	3,340円	8,290円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,520円	6,030円	4,420円	10,550円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,830円	2,370円	1,720円	4,200円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,260円	3,020円	2,260円	5,280円
第 3	冷暖房設備を使用	1,830円	2,370円	1,720円	4,200円

研修 室	しない場合				
	冷暖房設備を使用 する場合	2,260円	3,020円	2,260円	5,280円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第 26 号

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,090円」に、「330円」を「340円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鹿児島県立博物館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第 27 号

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鹿児島県立博物館協議会条例の一部を改正する条例

（鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条の規定に基づき、同法第 3 条」を「第 3 条第 1 項各号」に、「行なう」を「行う」に改める。

（鹿児島県立博物館協議会条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県立博物館協議会条例（昭和 55 年鹿児島県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 28 号**

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 27 号中「銃器犯罪捜査等作業手当」を「銃器等犯罪捜査等作業手当」に改める。

第 31 条の見出しを「（銃器等犯罪捜査等作業手当）」に改め、同条第 1 項中「銃器犯罪捜査等作業手当」を「銃器等犯罪捜査等作業手当」に改め、「が銃器」の次に「若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等と思料されるもの」を加え、同条第 2 項中「銃器犯罪捜査等作業手当」を「銃器等犯罪捜査等作業手当」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 29 号**

鹿児島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 5 号中「第 29 条」を「第 31 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 30 号**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表県立薩南病院の項中「放射線科」を「産婦人科，放射線科，麻酔科」に，「175床」を「160床」に改める。

別表助産料の項中「178,000円」を「184,000円」に改め，同表入院室加算料の項中「6,110円」を「7,700円」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし，別表助産料の項の改正規定は，令和5年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第31号**

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「又は介護時間」を「，介護時間」に，「の承認」を「又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中，1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認」に改める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。